

地方財政法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方財政法施行令の一部改正

標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則第九条から第十五条まで関係）

第二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正

市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務を定める規定等について所要の規定の整理を行うこと。（第一条及び第二条関係）

第三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正

早期健全化基準及び財政再生基準の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（第十条並びに附則第四条及び第五条関係）

第四 その他

- 一 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 二 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。